

予算項目	たな卸資産 購入限度額
番号	単価 第5号

設 計 書

課 長	課長補佐	係 長	副務者	検 算	主務者 (監督員)

年 度	令和8年度	作 成 年 月 日	令和 8年 1月 5日	履行期間	令和8年4月 1日	から
件 名	水道用水酸化ナトリウム購入				令和9年3月31日	まで
納入場所	仁井田字新中島221番地の2、豊岩豊巻字上野164番地			契約者		
設計金額	金 円/kg 也					
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]					

費 用 内 訳			業 務 概 要	
種 別	設 計 額 (円)		水道用水酸化ナトリウムの購入	
物 品 価 格			・購入予定量	
消費税等相当額			仁井田浄水場	115,000 kg / 年
			豊岩浄水場	15,000 kg / 年
			合計	130,000 kg / 年
			副務者 (職名)氏名	
購 入 価 格			主務者(監督員)(職名)氏名	

水道用水酸化ナトリウム
購入仕様書

令和8年度
秋田市上下水道局

本仕様書は、秋田市上下水道局（以下「甲」という。）が、発注する薬品について受注者（以下「乙」という。）が適正に納入するための仕様を示すものである。

1 一般事項

(1) 品名

水道用水酸化ナトリウム

(2) 納入場所

仁井田浄水場および豊岩浄水場内薬品貯蔵槽

仁井田浄水場 仁井田字新中島 221 番地の 2

豊岩浄水場 豊岩豊巻字上野 164 番地

(3) 品質

以下の基準および規格を全て満たしているもの。

ただし、最大注入率 300mg/L、45%溶液換算とする。

ア 水道施設の技術的基準を定める省令に定める基準

イ (一社) 日本水道協会規格 JWWA K122:2005 に定める規格

ウ 本仕様書表 1 で定める規格

エ (一社) 日本水道協会等の認定機関による品質認定を受けているもの。

表 1 規格

項目	規格
外観	無色又はわずかに着色した透明な液体
水酸化ナトリウム	45～50%
塩化ナトリウム	0.8%以下

(4) 納期

発注する日から 7 日以内、または甲が指定する日

(5) 納入予定量

本仕様書表 2 に示す量を納入予定量とし、1 回当たりの納入は 5,000kg (固体換算) を基本とするが、状況により増減することがある。

表 2 納入予定量 (kg)

	仁井田浄水場	豊岩浄水場	計
4月	10,000	5,000	15,000
5月	10,000		10,000
6月	10,000		10,000
7月	15,000		15,000
8月	15,000	5,000	20,000
9月	10,000		10,000
10月	10,000		10,000
11月	5,000		5,000
12月	5,000	5,000	10,000
1月	5,000		5,000
2月	10,000		10,000
3月	10,000		10,000
合計	115,000	15,000	130,000

(6) 原水水質

仁井田および豊岩浄水場における原水の水質を、参考として表 3 および 4 に示す。なお、各数値は令和 6 年度の測定値に基づく。

表 3 原水水質 (仁井田浄水場)

項目	濁度 [mg/L]	アルカリ度 [mg/L]	pH	導電率 [μS/cm]	水温 [°C]
平均	15	14.4	7.0	101	13.3
最小	1	5.3	6.4	46	0.9
最大	465	22.2	7.4	146	26.9

表 4 原水水質 (豊岩浄水場)

項目	濁度 [mg/L]	アルカリ度 [mg/L]	pH	導電率 [μS/cm]	水温 [°C]
平均	15	14.0	7.0	117	13.0
最小	1	7.9	6.4	59	1.0
最大	457	20.8	7.4	160	26.2

(7) 納入作業

- ア 乙は、到着次第甲に連絡し、その指示を受ける。
- イ 納入時には必ず乙が立ち会うとともに、甲がこれを検収する。
- ウ 納入時、乙は納入開始から完了まで、操作ごとに逐一確認を行い、液漏れ等がないよう安全に配慮する。
- エ 納入時の責任分界点は受入れバルブとし、受入れバルブの開閉は乙、それ以降のバルブ操作は甲とする。
- オ 乙は、納入完了時に必ずエアブローを行い、配管内に薬液が残らないようにする。

(8) 提出書類

乙は本仕様書表 5 の書類を提出する。

表 5 提出書類

提出書類	提出期限
納入に関する取扱責任者の経歴書	薬品納入開始日前まで
計量証明事業登録証（質量）および計量器検査成績書の写し	
緊急連絡体制表	
輸送経路および工場出荷を証明するもの	
1 (3) アに適合していることを証明するもの （第三者機関による分析結果を示したもの）	
1 (3) にあがる品質認定を証明するもの	
納入作業者名簿および使用車両一覧表	
製品安全データシート（MSDS）	
大規模災害時の生産供給体制を記したもの	
計量証明書	薬品納入時ごと
JWWA K122:2005に適合していることを証明するもの （製造ロットごとに）	薬品納入時ごと
納品書	薬品納入月末ごと
請求書	薬品納入月末ごと
水道用薬品の分析結果を示したもの	必要に応じて

2 特記事項

(1) 法令の遵守

- ア 乙は、関係する法令、条例、規則等（以下「関係法令」という。）を遵守する。
- イ 適用を受ける関係法令の改正等があった場合は、最新のものを使用する。
- ウ 本仕様書と関係法令とに差異が生じた場合は、関係法令を優先する。

(2) 失格

1 (3) に適合しないと認められたときは、当該製品を全て返納するものとし、同時に乙は以後の契約資格を失うことがある。また 1 (8) の記載内容に反しているときも、同様とする。

(3) 災害対策

大規模災害、新型インフルエンザ等で製造および輸送が困難な場合でも、代替の手段等を確保し、ライフラインである水道の事業継続に配慮し、優先的に納入できるようにすること。

(4) サンプルの提出

納入開始日前までに、納入品のサンプルを 500mL 程度提出すること。

(5) 技術的支援

乙は、納入品を用いた浄水処理が円滑に行われることを目的として、甲に対する技術的支援を行うこと。

(6) その他

本仕様書に定めのない事項については、甲の指示に従うものとする。